

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【会社名】	株式会社ビーマップ
【英訳名】	BeMap, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉野文則
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役経営管理部長 大谷英也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田2-12-5
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長杉野文則及び取締役経営管理部長大谷英也は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有している。当社は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」及び「同実施基準」に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社及び連結子会社は、事業年度末日である2026年3月31日を基準日として、内部統制評価を行った。財務報告に係る内部統制の評価に当たり、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

当社及び連結子会社は、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針・計画」に基づき、連結ベースでの全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価した。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社及び連結子会社に関する財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とした。当該評価範囲を決定した手順、方法等としては、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

重要な事業を選定する際は、売上高の概ね2/3に達している事業を対象とし、当社及び連結子会社の主要事業を重要な事業拠点とした。売上高の概ね2/3という割合は、財務報告全体に対する評価の網羅性と効率性を勘案し、合理的であると判断した。選定の過程では、金額的及び質的影響及びその発生可能性を考慮しており、当社及び連結子会社の事業目的に大きく関わる勘定科目は、売上高、売掛金、材料費、外注費及び製造原価にかかる労務費である。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加した。

## 3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

当社は、2026年3月期の会計監査人による会計監査の過程で、情報通信機器の棚卸資産の評価について、購入時に立てた販売計画に対し販売実績の進捗が極端に低い場合の適切な評価が不十分であること等に起因する虚偽表示が判明し、決算短信発表後に会計処理の修正をすることとした。この会計処理の修正が生じた原因は、以下の棚卸資産の評価に関する決算・財務報告プロセスにおける内部統制の不備にあると認識している。

当社は棚卸資産の評価に関し、情報通信機器等の棚卸資産について、購入後1年間を経過した以降は、当該製品の販売実績、当初の販売計画との差異、当該製品の陳腐化の状況、金額の重要性などを総合的に評価したうえで正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、正味売却可能価額まで評価減とすることとしている。今般、2025年6月に購入した情報通信機器について、2026年3月末現在においては、購入後1年間を経過していないことから、当初の2027年3月迄の販売計画から遅れは生じているものの、メーカー協力も得て計画期日までに取得原価を上回って完売できるとの見通しから評価減を不要と判断し、決算短信を開示した。しかしながら、2026年3月期の会計監査人による会計監査の過程で、2026年4月以降の販売実績が無く、販売計画における残りの販売期間が相当期間残っているとはいえ、期末時点の販売の進捗は極端に低く、その後の販売計画（販売先・時期・アプローチ手法等）やメーカーからの販売支援についても具体的に明示できないことなどから、販売計画の実現可能性が高いとは言い切れないことが判明したため、評価減を行うこととした。

以上のことから、棚卸資産の評価に関する決算・財務報告プロセスにおける内部統制において不備があり、その不備の財務報告に与える重要性を鑑み、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。なお、開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、全て財務諸表に適正に反映している。

上記事実の判明は、当事業年度末日後であったため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度の末日までには正すことができなかった。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、これらの開示すべき重要な不備を是正するため、以

下の方針に基づく改善策を講じて適正な内部統制の整備及び運用を行う。

当社の棚卸資産の評価規程に基づいた評価に加えて、具体的な販売計画に基づいたより実質的な評価を行うこととする。具体的には、販売の進捗が極端に低い棚卸資産については、各担当者が以下の重畳的チェックを四半期ごとに行うこととし、販売計画の実現可能性に関して、事業部長の承認を得ることとする。

- ・挽回の具体的な計画（販売先・時期・アプローチ手法等）の確認
- ・協力会社がある場合は、その具体的な協力計画の確認

#### 4 【付記事項】

該当事項はありません。

#### 5 【特記事項】

該当事項はありません。